



反差別国際運動 (IMADR)

〒104-0042 東京都中央区入船 1-7-1 松本治一郎記念会館 6 階

Tel: 03-6280-3100 Fax: 03-6280-3102

Email: imadr@imadr.org Website: <http://imadr.net>

狭山事件に関する要請

反差別国際運動 第 18 回理事会決議

あらゆる形態の差別と人種主義の撤廃を目指す反差別国際運動 (IMADR) は、本日開催した第 18 回理事会にて狭山事件に関する協議を行い、以下の要請を東京高等検察庁および東京高等裁判所に提出する決議を満場一致で採択いたしました。

1963 年に狭山事件が起きて以来 50 年間、石川一雄さんはいわれなき罪の重荷を背負わされてきました。それは「差別と偏見」がもたらした冤罪であり、世界には石川さんと同じように差別と偏見による理由で無実の罪を着せられたマイノリティコミュニティ出身者が多数存在します。2005 年、人種差別撤廃委員会は「刑事司法手続きにおける人種差別の防止」に関する同委員会の一般的勧告 31 を採択し、この問題に関して国連加盟国がとるべき 41 項目の勧告をまとめました。

反差別国際運動は、狭山裁判の過程における見込み捜査、自白強要、取り調べの不可視、代用監獄、証拠不開示などの重大な問題に関して、公正な裁判を妨害するものであると指摘し、国連の場で再度にわたり問題提起をしてきました。2008 年に開かれた国連規約人権委員会による日本の自由権規約実施報告書審査において、石川一雄さんは「再審」実現の訴えを行ない、規約人権委員会は再び日本政府に「取り調べの可視化」「自白強要の防止」「自白の証拠不適切性」「弁護側への証拠開示の保障」等に関する勧告を出しました。2014 年に予定されている次回の日本報告書審査において、これら勧告は実施されていないままであれば、再び委員会の懸念と勧告の対象になるでしょう。

2010 年 5 月、東京高等裁判所の勧告にしたがいようやく東京高等検察庁は証拠資料の一部を開示しました。検察庁、裁判所、弁護団による三者協議もこれまで 12 回開かれています。弁護団の度重なる証拠開示の要請や裁判所の証拠開示を促す勧告にもかかわらず、検察側は証拠の開示を充分に行なっていません。再審開始の鍵を握る重要な証拠がまだ開示されていない事実、私たちは強い懸念を抱きます。また、35 年以上に及ぶ再審請求において、鑑定人の尋問等の事実調べがこれまで一度も行われていないことに強い懸念を抱きます。2012 年 11 月 7 日、再審により無罪が確定したネパール人ゴビンダさんの冤罪事件を含め、この間無罪が確定したいくつもの冤罪事件を踏まえ、狭山事件の審理を進めるべきです。

第 18 回反差別国際運動理事会は、半世紀におよぶ石川一雄さんの無実の叫びを受けとめ、東京高等検察庁および東京高等裁判所に以下の問題について強く要請します：

1. 弁護団の求めている証拠のすべてを速やかに開示すること。
2. 提出された新証拠に基づき、証人尋問等事実調べの手続きを速やかに進めること。
3. 事実調べにより明らかにされた事実に基づき速やかに再審を開始すること。

2013 年 2 月 4 日

反差別国際運動 (IMADR) 第 18 回理事会
理事長ニマルカ・フェルナンド他役員一同
スリランカにて